

平成 26 年度

神奈川県競輪組合一般会計  
歳入歳出決算審査意見書

神奈川県監査委員

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定を準  
用して、平成27年6月26日付けで神奈川県知事から提出があった平成  
26年度神奈川県競輪組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類について  
審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

平成27年9月8日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴
同	小川久仁子
同	茅野誠

## 第1 審査の対象

神奈川県競輪組合（以下「組合」という。）は、地方自治法第284条第2項の規定に基づいて、神奈川県、横浜市及び横須賀市（以下「3 県市」という。）が設立した一部事務組合であり、その決算は、組合の管理者が調製し、これまで組合の監査委員による審査に付された上で組合の議会の承認を受けていた。

しかし、組合は平成26年度末で解散し、その清算事務を神奈川県が承継している。そして、組合の管理者が調製した平成26年度決算は、地方自治法施行令第5条第3項の規定に準じて神奈川県知事から神奈川県監査委員に提出されており、これを審査の対象としたものである。その概況は第4のとおりである。

## 第2 審査の内容

審査は、知事から提出された神奈川県競輪組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、次の点を主眼として行った。

決算の計数は正確であるか

予算管理及び決算整理は適正であるか

決算の内容について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合するとともに、清算事務を承継した神奈川県職員及び組合の事務に従事していた者に説明を求めるなど、慎重に行った。

## 第3 審査の結果

### 1 決算計数の正確性に関する意見

平成26年度の神奈川県競輪組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数並びに財産に関する調書の内容は、正確なものと認められた。

### 2 予算管理及び決算整理の適正性に関する意見

平成26年度の予算管理及び決算整理については、特に問題は認められなかった。

### 3 決算内容に関する意見

決算内容に関しては、競輪振興法人に対する交付金の支払猶予分について次の意見がある。

競輪施行者は自転車競技法第16条の規定に基づき、競輪振興法人に対して、売上の一定割合を交付金として納付しなければならないこととされている。

この競輪振興法人へ納付する交付金には自転車競技法第17条の規定に基づ

く猶予特例制度があり、競輪事業の収支が著しく悪化した状態にある場合、改善に必要な方策を定めた「事業収支改善計画」を策定し、経済産業大臣の同意が得られれば、最長5年間の特例期間中、交付金の支払が猶予される。そして、計画期間終了後、競輪の開催を停止する場合、産業構造審議会の審議を経て、経済産業大臣の同意が得られれば、猶予されていた交付金を競輪の開催の停止に必要な経費に充てることができることとされている。（平成24年度の法改正により第17条及び第21条の規定は廃止されたが、既に同特例制度の適用を受けている施行者については、経過措置が講じられている。）

組合の交付金支払猶予分については、平成27年8月に上記手続により競輪の開催の停止に必要な経費に充てることが認められており、今後、神奈川県監査委員として、県における事後の会計事務が的確に行われているかについて、県の監査の中で注視していくものである。

## 第4 審査対象の概況

### 1 組合解散の経緯

県は、地方財政の健全化、各種産業の発展を目的として、昭和24年度から自転車競技法に基づく競輪事業を開催し、競輪事業単独での配分額が判明している昭和48年度以降に限っても、県は競輪事業から約442億円の収益の配分を受けている。

しかしながら、平成3年度をピークに、全国的に公営競技が低迷する中、本県の競輪事業においても、売上の減少傾向に歯止めがかからず、収益の悪化が構造的な状態となった。

こうした事態を受けて、平成10年度に花月園競輪場で個別に競輪を開催していた3県市がそれぞれの開催運営を一体化し、事務の効率化やスリム化により経費節減を図るため、「神奈川県競輪組合」を設立した。

組合設立後も事業統合の効果を超える売上げの大幅な落ち込みにより赤字が続いたことから、平成21年度末には累積赤字が約54億円まで達した。

こうした厳しい状況を打開するため、組合と組合の構成団体である3県市は、平成21年4月に有識者による「神奈川県競輪組合あり方検討委員会」を共同で設置し、厳しい経営環境にある組合の経営改善方策及び今後のあり方について検討を行った。

その結果、同年度末に赤字構造の大きな要因であった花月園競輪場における競輪開催を廃止し、平成22年度から26年度までの間、最長5年間とされる交付金猶予特例制度の活用と、同期間に限って認められた川崎競輪場及び小田原競輪場におけるGクラス競輪の借上開催を柱とする「事業収支改善計画」を策定し、これにより経営改善に取り組んできた。その結果、平成26年度末には累積赤字を48億円まで圧縮できる見込みとなった。

しかしながら、平成27年度以降については、交付金猶予特例制度の適用が受けられず、売上の8割を占めるGクラス競輪も開催できなくなることか

ら、毎年赤字が続き、累積赤字は再び拡大する見通しとなった。

3 県市は、特例期間終了後の競輪事業のあり方について検討を重ねてきたものの、有効な打開策はなく、累積赤字解消の目処が立たないことから、事業継続は困難であるとして、競輪事業を廃止し、組合を解散するに至ったものである。

## 2 平成26年度歳入歳出決算の状況

一般会計歳入歳出予算現額は136億9,794万余円であるが、これに対し、歳入総額は137億778万余円で984万余円の増、歳出総額は136億7,508万余円で2,285万余円の減となり、その結果、歳入歳出差引額は3,270万余円となった。

歳入のうち「(項)繰入金」13億3,271万余円は、平成22年度からの収支改善計画期間において積み立てた神奈川県競輪組合財政基金(以下「財政基金」という。)を全額取り崩したもので、このうち競輪振興法人に対する交付金の支払猶予分に相当する7億8,000万円は、「(項)承継金」として県に支出されている。

歳出のうち「(項)繰上充用金」53億5,271万余円は、平成25年度の歳入歳出差引不足額53億5,271万余円(平成21年度末累積赤字に相当する額)を補填するために支出したもので、この財源として、財政基金を取り崩した額のうち交付金の支払猶予分を除く5億5,271万余円を充当するとともに、組合の構成団体である3県市からの負担金48億円(県26億9,472万円、横浜市13億4,736万円、横須賀市7億5,792万円)を歳入(「(項)分担金及び負担金」)に計上している。これにより累積赤字は解消されている。

## 3 県における会計経理

県は、上記の承継金(7億8,000万円)、組合の平成26年度歳入歳出差引額(3,270万437円)及び組合の普通預金口座解約に伴う解約利子(5,941円)の合計8億1,270万6,378円について、組合が存在する平成26年度中に県の歳計外現金へ一時的に受け入れた後、公営競技収益配分金等管理会計の平成27年度歳入に計上している。そして、このうち8億円を県が新たに設置した神奈川県競輪組合承継基金に平成27年4月に積み立てている。